

<h1>静岡市報</h1>	No. 160
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

規 則

静岡市規則第88号

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年7月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市介護保険条例等施行規則（平成15年静岡市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第36条第1項中「含む。）」の次に「又は健康保険法等改正法前省令第83条の6第1項」を加える。

第45条中「第33条の2」の次に「又は健康保険法等改正法前省令第33条の2」を加える。

様式第9号その2を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第29号（裏）中

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	生活保護受給者／市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者				
	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税であって、 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年額80万円以下です。				
	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税であって、 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年額80万円を超えます。				
預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/>	預貯金、有価証券等の金額の合計が1,000万円（夫婦は2,000万円）以下です。 ※預貯金、有価証券に係る通帳等の写しは別添のとおり				
		預貯金額	円	有価証券 (評価概 算額)	円	その他（現金・負債含む。） () 円

(注)

- 1 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、その全てを記載してください。
- 2 預貯金等に関する申告欄に記載しきれない場合は、余白に記載し、又は別紙に記載の上、添付してください。
- 3 その他（現金・負債含む。）欄の括弧内には、預貯金等の内容を記載してください。
- 4 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	生活保護受給者／市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者				
	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税であって、 課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年額80万円以下です。				
		市町村民税世帯非課税であって、				

	<input type="checkbox"/> 課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年額80万円を超えます。					
非課税年金の種別に関する申告	遺族年金	受給	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	障害年金	受給 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 日本年金機構 <input type="checkbox"/> 地方公務員共済 <input type="checkbox"/> 国家公務員共済 <input type="checkbox"/> 私学共済					
預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/> 預貯金、有価証券等の金額の合計が1,000万円（夫婦は2,000万円）以下です。 ※預貯金、有価証券に係る通帳等の写しは別添のとおり					
	預貯金額		有価証券 (評価概 算額)		その他(現 金・負債含 む。)	()
		円		円		円

に

(注)

- 1 遺族年金には寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。
- 2 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、その全てを記載してください。
- 3 預貯金等に関する申告欄に記載しきれない場合は、余白に記載し、又は別紙に記載の上、添付してください。
- 4 その他(現金・負債含む。)欄の括弧内には、預貯金等の内容を記載してください。
- 5 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

」

改める。

附 則

この規則は、平成28年8月1日から施行する。